

震災特例法が延長されました

日本司法支援センター（法テラス）の震災法律援助業務は、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）」に基づき実施しています。本年3月31日、国会において震災特例法が平成30年3月31日まで延長する旨の法律が制定いたしました。

これに伴い、「震災法律援助業務にかかる事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項（震災契約条項）」を次のとおり改正しました。本通知受領後に新たに震災法律援助相談援助を実施し又は震災個別契約を締結した場合は、震災契約条項第47条に基づき同条項の変更同意したものとみなされます。

震災契約条項について

今回の改正は、第4条第2項のみです。下線部分が改正部分です。

改正前	<p>（契約の期間等）</p> <p>第4条 センターは、震災法律援助業務に精通した弁護士・司法書士等とこの契約条項による契約を締結する。</p> <p>2 契約の期間は3年とする。ただし、更新することができる。</p>	→	改正後	<p>（契約の期間等）</p> <p>第4条 センターは、震災法律援助業務に精通した弁護士・司法書士等とこの契約条項による契約を締結する。</p> <p>2 契約の期間は平成30年3月31日までとする。ただし、更新することができる。</p>
-----	--	---	-----	--

震災法律援助相談票について

東日本大震災被災者に対する今後の法的支援のあり方を検討する上での参考とするため、震災法律援助相談票に「震災起因性」の有無を確認する欄を設けました。

震災法律援助による法律相談を担当された際は、ご担当された法律相談の内容から「震災起因性」の有無についてご判断いただき、該当欄にチェック（）をお願いいたします。震災起因性の有無が不明な場合にはチェックは不要です。

震災起因とは

社会通念上、東日本大震災及びこれによる一連の災害と当該紛争の間に直接又はそれに準ずる因果関係があると認められることを言います。単なる条件関係だけでは足りません。

★改正後の震災契約条項全文、震災法律援助申込書・相談票は法テラスホームページに掲載しておりますので、ご確認・ご利用ください。

トップページ



法専門家の方へ



震災法律援助

<http://www.houterasu.or.jp/housenmonka/shinsaihourituenjo.html>

ご不明な点がございましたら、ご利用の法テラス地方事務所までお問い合わせください。

日本司法支援センター本部民事法律扶助第一課